

第7期 雲南市農業委員会第22回総会議事録

1. 日 時 令和4年4月20日（水） 13:30～14:34

2. 場 所 市役所3階・301号室

3. 出席委員（19名）

1番 三島 輝昭	3番 三原 治雄	4番 堀江 広孝	5番 柳原 昌広
6番 高橋美佐子	7番 小山 益男	8番 神田 邦昭	9番 高橋 一裕
10番 新田 清	11番 川角 茂	12番 林 明夫	13番 奥田 武
14番 渡部 晴夫	15番 小田川 清	16番 吾郷 正司	17番 佐藤 博子
18番 嘉本 輝雄	19番 加藤 一郎		

4. 欠席委員（1名）

2番 板持 斉

5. 事務局又は説明者

統括監 熱田 勇二	局長 田部 公利	主査 白築 香	主幹 小林 弘典
主事 新田 悠葉			

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第151号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第152号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第153号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積（別段の面積）」の設定について
- ・議第154号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第155号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第156号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>それでは、時間が参りましたので、委員の皆様、ご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長には総会の議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、18名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第22回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1. 議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、7番小山益男委員、8番神田邦昭委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2. 諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長専決処分の報告について ・ 合意解約届（農地法第18条第6項通知）の受理について ・ 農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・ 農地法第4条第1項第9号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・ 田畑転換届の受理について ・ 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置届出書の受理について ・ 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について ・ 会議等の報告事項 農業者年金加入推進部長から加入状況の説明有り ・ 会議等の予定
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上で発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3. 議案の上程を行ないます。 それでは最初に、議第151号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書9ページ、議第151号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを説明します。10ページをご覧ください。図面については最初のページから掲載しています。 申請番号1番、〇〇町〇〇の2筆です。地目は議案書のとおりで面積は合計296㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は、申請地は急傾斜にあり、耕作が困難な場所であるため相当以前より耕作しておらず、雑木類が繁茂し原野化してしまったということです。令和4年4月4日に現地調査を行っており、確認委</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>員は議案書のとおりです。尚、この案件は5条との関連があることを申し添えます。非農地証明の対象となる農地について、今回のこの土地は耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。以上、報告いたしますのでご審議についてよろしくお願ひします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第151号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第151号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第151号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第152号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書11ページ、議第152号農地法第3条の規定による許可申請についてを説明します。今月は3件の申請が出ております。議案書12ページをご覧ください。図面資料は5ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の2筆です。地目、筆ごとの面積は議案書の通りで、申請面積は3,524㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は今後の耕作が困難である。譲受の申請事由は申請地を譲り受け、農業経営を拡大するということです。譲受人は市外の方ですが、以前も雲南市内の農地をいくつか取得しておられ、耕作を行っておられます。土地代、確認委員は議案書の通りです。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の2筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は3,318㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は高齢になり、耕作が困難である。譲受の申請事由は申請地を譲り受け、農業経営を行うということです。土地代、確認委員は議案書の通りです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の2筆です。地目、筆ごとの面積は議案書の通りで、申請面積は307㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は遠方に居住しており、耕作が困難である。譲受の申請事由は申請地を譲り受け、農業経営を拡大するということです。農地取得後は、水稻のほかに大豆やみかん等を栽培されるとのことです。確認委員は議案書の通りです。以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	用できるものと見込まれ、下限面積要件も満たしています。従って、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしく申し上げます。
議 長	ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、議第152号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第152号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第152号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
議 長	次に、議第153号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得、下限面積、別段の面積の設定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書13ページ、議第153号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得、下限面積、別段の面積の設定についてを説明します。議案書14ページをご覧ください。資料は図面資料の14ページからです。
	議案書14ページの別表2、空き家付き農地に係る下限面積、別段の面積の設定について、変更がありますのでご説明いたします。今回、空き家付農地について、指定追加と指定解除の事案が発生したため、令和3年11月22日の総会でご審議いただき、告示した内容を農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき変更したいと考えております。今回の空き家付農地の登録は2件です。資料の18ページをご覧ください。指定追加は一覧表のナンバー64と65に記載の3筆を新たに追加します。指定追加に係る農地の状況については図面資料15ページから17ページに掲載しております。指定解除については18ページの一覧表中のナンバー9、10及び47で、昨年の農地パトロールの結果、農地の荒廃化が進んでいました。また、空き家バンクの登録状況も空き家バンク担当のうなん暮らし推進課へ確認した結果、現在これらの物件は、空き家バンクとして取り扱われていない状況でした。この制度は空き家バンクに登録されていることが必要であり、この条件に該当しなくなった為、これらの空き家に付随する農地について指定解除を行いたいと考えます。また、ナンバー63については農地法3条許可申請が出された為、登録から削除します。これにより、空き家付き農地は変更前の6物件18筆から4物件7筆に変更となります。なお、告示については変更後の下限面積、別段の面積の設定を承認いただいたのち、速やかに行う予定としております。以上について、ご審議よろしく申し上げます。
議 長	ただ今、事務局から説明しましたが、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第153号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得、下限面積、別段の面積の設定については、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第153号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得、下限面積、別段の面積の設定については、提案のとおり決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第154号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書15ページ、議第154号農地法第4条の規定による許可申請について提出のあった案件について説明をいたします。議案書16ページをご覧ください。図面は19ページから掲載していますので一緒にご覧ください。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は402㎡です。申請人は議案書のとおりで転用目的は宅地用敷地及び宅地進入路です。転用理由は庭と宅地への進入路として拡張して利用したいとのことです。始末書が提出されており昭和50年頃より庭及び進入路として利用してしまっただのことです。第3種農地で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能です。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は9㎡です。申請人は、議案書のとおりで、転用目的は墓地で墓碑一式を整備されます。転用理由は現在の墓地は自宅から離れており、管理が困難なため、近くへ移転したいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合の代替性なしに該当すると考えます。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は488㎡です。申請人は議案書のとおりで転用目的は事業用倉庫1棟120㎡を建築されます。転用理由は事業規模拡大に伴い、新たに事業用倉庫が必要となったためとのことです。始末書が提出されており平成29年頃より資材置き場として利用してしまっただのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、過去に土地改良事業等の公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は、規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される場合の集落接続に該当すると考えます。本件は1種農地であるため島根県常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた後に会長専決により許可となります。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は107㎡です。申請人は議案書のとおりで転用目的は自家用車用の車庫を建築されます。転用理由は</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>自家用車を駐車するスペースが無く不便なため、新たに駐車場敷地を確保し、車庫を建築したいとのことです。始末書が提出されており農業用ハウスとして使用していたが、その後自家用車の車庫として利用してしまったとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分、許可条項は申請番号2番に同じです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は596㎡です。申請人は議案書のとおりで転用目的は車庫及び物置42.08㎡の建築及び進入路を整備されます。転用理由は車が増え手狭になり、新たに進入路と回転場を設けるとともに、家が手狭なため倉庫を建築したいとのことです。始末書が提出されており道路建設に伴い、現場事務所として貸し出した後、そのまま放置していたとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分、許可条項は申請番号2番に同じです。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は10㎡です。申請人は、議案書のとおりで、転用目的は墓地で墓碑一式を整備されます。転用理由は現在の墓地は急な参道の先にあり、管理ができないので自宅近くに移転したいとのことです。尚、この案件はこの後の5条と関連があることを申し添えます。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分、許可条項は申請番号2番に同じです。以上報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
12番	<p>はい</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
12番	<p>12番です。申請番号1番は始末書が出されております。4月9日に聞き取り調査を行っております。経過については、申請地を相続したが現在は家族が住んでいる。その家族が住宅を建てたが、庭と住宅地の一部が農地であることが判明したため、農地転用を申請することとなったようです。現在は不適切な使用状況であるため、改めて正しい手続きを経て宅地として申請地を使用したいということでした。始末書を読み上げますと、昭和40年頃は畑でしたが、私の親が昭和50年頃に庭や家の入口として利用してしまいました。平成24年頃に申請地を相続しましたが、農地であったことについて、その使用や管理について農地法の趣旨や制度を承知しないまま現在の不適切な使用状況となっております。今後このような違法行為とならないよう農地法等を遵守いたします。つきましては、改めて正しい手続きを経て現在の用途で利用いたしたく申請しますので何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げますという始末書です。以上、ご審議の程をよろしくお願ひいたします。</p>
18番	<p>はい</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
18番	<p>18番です。3番の案件について顛末書が出されていますので読み上げます。今般、農地法第4条の規定により申請いたします申請地につきましては、既に造成工事を完了しております。図面の27ページから30ページをご覧くださいとよくわかります。申請地周辺は土地改良事業により土地改良区域となっておりますが、申請地は水利条件の悪い窪地の田で、約30年前から埋め立てており、土地改良区域外であると誤認しておりました。道に隣接した利便性のある角地であったため、今後の有効利用を考え、平成29年に周囲を</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>コンクリート擁壁で区画して造成し、時折、資材を置く程度に利用しておりました。現在利用している遠方の事業用倉庫が老朽化し、利便性も悪いため、この度申請地に倉庫の新築を計画いたしました。土地改良区域外であると誤認していたとはいえ、農地法の趣旨を十分に理解することなく、形状を変更していたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後はこの様な事が無いよう留意いたしますので、何卒ご寛容なるご処置を賜りますようお願い申し上げますというところでございます。聞き取り調査については推進委員が行っておられますが、申請することになった経緯は先程の顛末書と同じですが、農業委員会の農地パトロールでも状況を把握しており、この件を指摘したところ申請することになった経緯がございます。あと転用目的、使用時期といった事項については顛末書に書かれておるとおりでして、特に変わったことはございませんので申し添えます。よろしくご審議の程をお願いします。</p>
9 番	はい
議 長	はい。どうぞ。
9 番	<p>9 番です。4 番の案件について説明いたします。この件については、推進委員が聞き取り調査を実施し、先週の土曜日に申請人に会いに行き現地を確認いたしました。申請に至った経過ですが、先々代の頃に畑と水田の交換がなされたが、今になってこの申請地が登記済みとなっているかどうか問題となりました。結果は登記済みと判明しましたが、地目が畑のままであったことから無断転用が判明し今回申請することになりました。転用の目的は、車庫として使用したいということです。当初は、育苗用のビニールハウスとして昭和の時代から使っていたが、その後、車庫として使用することになった。現場では奥の方に農機具等が保管されていました。現在は家族の方が車庫として利用されております。始末書が出されておりますので読み上げます。今般、農地法第 4 条の規定により申請いたします土地につきましては、既に転用工事を完了しております。申請地は、以前育苗用のビニールハウスを設置しておりましたが、平成 17 年に農機具小屋を建築しました。農業用施設のため転用手続きは不要と思っておりましたが、その後、自家用車の車庫としても利用するようになり、数年前にアスファルトで舗装いたしました。建築当初の目的は農業用施設でありましたが、私共が農地法の趣旨を十分に理解することなく、長期間無断転用しておりましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後はこの様な事が無いように留意いたしますので、何卒ご寛容なるご処置を賜りますようお願い申し上げますというところでございますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
1 5 番	はい
議 長	はい。どうぞ。
1 5 番	<p>1 5 番です。5 番の補足説明をいたします。この件については 4 月 4 日に推進委員と共に聞き取り調査並びに現地確認を行いました。転用の目的について、申請地は家族の車両の所有台数が増え、農業用機械の保管場所が不足したため敷地内の整備をされます。また、雨が降ると土地がぬかるむ為、アスファルトにより整備をするそうです。使用開始時期は、1 2, 3 年前に道路の工事事務所として提供し、その後、橋の補修工事の事務所として貸し出しをされておりました。工事の終了後に建物を撤去されたが、一部砂利を残したまま撤去されており、そのまま、駐車場として使用していたということです。顛末書が出ておりますので読み上げます。申請地は先々代の頃に道路工事の現場事務所として貸して欲し</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>いとどの要請があり、公共工事であった事から5、6年ほど現場事務所として貸し出しました。道路が開通して間もなく建物だけを撤去した状態で返却され、しばらくその状態であったが、その後、橋の補修工事の現場事務所に貸して欲しいとの要請があり、工事完了までの2年間現場事務所として貸し出し、建物が撤去され今日に至ります。その後、10年ぐらいこの状態で放置されていました。今回、倉庫付のガレージを建設しようと転用申請を行いました。これまで、公共事業の要請から現場事務所に貸し出してほしい旨に同意した経緯があったとはいえそのまま転用許可を得ずに使用していたことは申し訳なく思っております。今日まで農地法に違反して転用している認識はなく、今回、農地転用の手続きを依頼したところであります。理由はともあれ、農地法を守らなかったことは誠に申し訳なく、深く反省しております。今後は、農地法を遵守することをお誓いいたしますと顛末書が出ておりますので、審議の程をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はありませんか。 (補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第154号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第154号農地法第4条の規定による許可申請については、はじめに本案件のうち申請番号3番を除く案件を申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第154号農地法第4条の規定による許可申請について申請番号3番を除く案件は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。 次に、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号3番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第154号農地法第4条の規定による許可申請について、申請番号3番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可の決定をいたします。</p>
議 長 事務局	<p>次に、議第155号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。 議案書18ページ、議第155号農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。今月は6件の申請が出ております。議案書19ページをご覧ください。図面については40ページからです。 申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は828㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は使用貸借で、貸付人、借受人は議案書の通りです。転用目的は会社事務所です。事務所1棟133㎡を建築されます。転用理由はスタッフが増え現在の事務所が手狭にな</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>ったため、申請地に事務所を新築したいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書の通りです。農地区分は、過去に土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。転用の許可条項は、規則第33条第4号に規定する住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する場合の集落接続と考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は472㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は使用貸借で、貸付人、借受人は議案書の通りです。転用目的は一般個人住宅で居宅1棟110㎡を建築されます。転用理由は現在借家に居住しており、申請地に居宅を新築したいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書の通りです。農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能です。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は1,086㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は太陽光発電施設で太陽光パネル288枚579㎡を整備されます。転用理由は太陽光発電施設として使用したいとのことです。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合に該当し、代替性なしであると考えます。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は合計10㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は墓地で墓碑1棟を移転されます。転用理由は現在の墓地が急な参道の先にあり管理ができないため、申請地を譲り受け移転したいとのことです。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号3番と同じです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は587㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は一般個人住宅で居宅、物置1棟99.23㎡、倉庫1棟80㎡を建築されます。転用理由は申請地を譲り受け、住宅等を建築したいとのことです。始末書が提出されており農地法の認識不足から昭和51年頃より居宅と作業、資材用倉庫を建築、その後倉庫を増築し利用してしまっただけとのことです。農用地区域外で、土地代確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は合計1,237㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は貸貸借で、貸付人、借受人は議案書の通りです。転用目的は現場事務所、資材置場、駐車場で事務所2棟23㎡と資材置場、駐車場を整備されます。転用理由は申請地を借り受け、災害復旧工事に伴う現場事務所、資材置場、駐車場として使用したいとのことです。農用地区域内で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分は申請番号1番と同じで、許可条項は農地法施行令第11条第1項に定める一時的な利用に供するためのものであり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれのないもの</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>に該当する一時利用に該当すると判断しました。なお、申請番号1番、5番及び6番は第1種農地であることから島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件となります。本日許可相当と決定いただいた場合、常設審議委員会での許可妥当の決定後に会長専決により許可となります。以上報告しますので、ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
17番	はい
議 長	はい。どうぞ。
17番	<p>17番です。申請番号5番について説明いたします。この件につきましては、推進委員が聞き取り調査を行っておられます。譲渡人の父が大工作業の規模を拡大するため家の近くに事務所兼居宅他を建設されたというものでございます。この度、譲受人がこの家に移住されることに伴い5条の申請が出されました。こちらについて、始末書が出されております。申請地は田でありましたが、建設業を営む亡き父が昭和51年頃に居宅と作業用、資材用倉庫を建築し、また、平成5年、平成15年頃に倉庫を増築して利用してきました。本来なら農地法の許可を得て利用すべきところ、農地法の認識不足から事前着工をしておりました。今後は、農地法他関係法令を遵守し再びかかる不祥事をいたさぬよう十分注意し、万全の管理で臨むことを固くお誓いいたしますということでございます。以上、ご審議の程をよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	他に補足説明はありますか。
18番	はい
議 長	はい。どうぞ。
18番	<p>18番です。3番の案件については、面積が1,000㎡を超えているということで事情を聞かせていただきました。備考欄に記載されていますが、本年3月25日に除外が決定しております。図面は50ページからご覧いただけるとわかると思いますが53ページをご覧ください。右側に砂防指定区域と記載され、その線が左へ伸びておりますが、現在その線を含めたところに太陽光発電のパネルが設置されておりますが、これを撤去しなければならなくなりました。島根県の砂防法の関係で河川から10m以内にある構造物については撤去しなければならないとなっております。このために移転先を探しておられて、52ページの申請地へ撤去したパネルを移設するということです。移転先を申請地とした理由は、撤去地の隣接に申請地があったことと周辺全体に太陽光パネルが設置してある状況ということです。このような理由から、申請地を転用したいということです。施工時期としては、申請地に2m程度の段差があるため盛土をして平坦にする造成をしてからとなります。周囲の状況としては写真の下の所の作業道を挟んで田が耕作されていますが、そこまでは影響が無いようにU字フリュームなどを設置して対策をするということです。状況は以上ですのでご審議よろしくお願ひいたします。</p>
13番	はい
議 長	はい。どうぞ。
13番	<p>13番です。6番の案件について面積が1,000㎡を超えておりますので、状況の聞き取り並びに現地の確認を行いました。確認日は4月13日、対応者は貸付人及び借受人の代理人の方でした。経過については、島根県発注の災害工事の工事用敷地として申請地</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>を確保する必要があるとのこと。転用目的は工事用の現場事務所、駐車場及び資材置き場として一時的に使用を行うもので、許可日から使用したいそうです。借受人は申請のとおりです。申請地の周辺の状況ですが、隣接農地は災害による復旧工事中であり、もう一方の農地は耕作中、隣接の農地は貸付人が耕作中となっています。場所の特性等は工事現場に隣接した適切な土地であると認識しました。以上報告いたします。</p> <p>他に補足説明はありますか。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第155号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第155号農地法第5条の規定による許可申請については、はじめに、本案件のうち申請番号2番から4番までの案件を申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第155号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号2番から4番までの案件は申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p> <p>次に、本案件のうち島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号1番、5番及び6番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第155号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号1番、5番及び6番の案件は申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可の決定をいたします。</p>
議 長	<p>次に、議第156号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書21ページ、議第156号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。議案書22ページをご覧ください。今回は設定件数23件。内訳は〇〇町17件、〇〇町3件、〇〇町1件、〇〇町1件、〇〇町1件で、一括方式による転貸、中間管理機構が借り受けるものはありません。借り受け戸数は14戸となっております。この全ての計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。あの時計で、14時30分まで、暫時休憩としますので、ご協議をお願いします。</p> <p>・・・・・・・・ (休憩) ・・・・・・・・</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。初めに、〇〇町よりお願いします。
7 番	はい、7番です。〇〇町は1番から17番までの案件で17件となっています。この内、16番が新規の案件となっていますが、設定を受けられる人が先般の講師の方でして、借り受ける土地で綿花栽培を計画しておられ問題ないと考えます。また、残りの16件は再設定であり問題ないと判断いたしましたのでよろしくお願いいたします。
議 長	はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。
9 番	はい、9番です。19番の案件ですが、再設定であり、利用権を受ける方もずいぶん広く耕作されている人ですので問題ありません。18番の案件は、新規ですが利用権を受ける人の家族も農業を行っておられるのでこれも問題ないと考えます。20番の案件ですが、対象地のブドウ園を若手の〇〇から通っておられる方が受けるということになりましたので問題ありません。よろしくお願いいたします。
議 長	はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。
14 番	はい、14番です。21番の案件ですが、再設定であり支障なく許可妥当と判断しましたので、ご審議の程をお願いいたします。
議 長	はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。
5 番	はい、5番です。22番の申請についてですが、受け手の方が認定農業者であり問題ないと判断しておりますのでよろしくお願いいたします。
議 長	はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。
4 番	はい、4番です。23番ですが、設定を受けられる方が農業機械を多く保有しておられ耕作面積も多く、また、再設定であることから問題ないと判断しましたのでよろしくお願いいたします。
議 長	はい、ありがとうございます。 ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。 (無しの声 あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声 あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第156号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (異議なし の声)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第156号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定をいたしました。
議 長	以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。
事務局	ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。(14:34終了)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____